

税の未納滞納が無い証明書(写し)について

※申請受付開始日の3箇月前から申請受付期間内に発行されたもの。

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税の猶予を受けられた方は、下記のとおりご提出ください。

	提出書類	猶予を受けている場合
国 税	「納税証明書その3の3」(法人) 又は 「納税証明書その3の2」(個人)	「納税の猶予許可通知書」 又は 「納税証明書(その1)」
県 税・ 市 税	税の未納・滞納がない証明書	「徴収猶予許可通知書」



代表者(代表取締役等)又は受任者(委任先の営業所等の営業所長等)が光市在住の場合は、上記に加えて代表者又は受任者の光市の完納証明も必要

※部分委任する場合の都道府県税及び市町村民税については、本社所在地、委任先地両方とも必要